

六、要事 再掲

解雇手当の支給

二、解雇手当の支給状況

三、労働者側

股配 賃金

増収 一八二年がより賃金増進

雇止め 止めた人、そのうち、解雇された人は、そのうち、

解雇された人は、そのうち、解雇された人は、そのうち、

再雇用 再雇用された人は、そのうち、

十六の組合に加盟して、そのうち、

ト其の組合員は、そのうち、

セラー、そのうち、

三十一、そのうち、

三十一、そのうち、

民衆新聞社員 林 主 嶋 世 二 管 業 所 二 三 一

事務員 〆 若 川 栄 二 面 会 シ テ 復 職 シ 田 廣 衆

シタルニ拒絶セラシ、更ニテ解雇手当一額ヲ示カス

ヲ支給サレ、其ノ旨ヲ要求シ、示セリ

九月二日、所収印刷物ヲ同志ニ配布セリ

心 二 業 主 側

再雇用 再雇用された人は、そのうち、

ルハ、将末ニ悪例ヲ殊ニス、

應、再々支給シ、要求ニ応スルノ

有、再々支給シ、要求ニ応スルノ

有、再々支給シ、要求ニ応スルノ

有、再々支給シ、要求ニ応スルノ